

(平成28年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 1 号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成28年6月24日

習志野市議会議長

木 村 孝 浩 様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 佐々木 秀 一

## 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、本市議会は政府に対し、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成      年      月      日

習志野市議会議長

木 村 孝 浩

### 提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成28年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 2 号

国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成28年6月24日

習志野市議会議長

木 村 孝 浩 様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 佐々木 秀 一

## 国における平成２９年度教育予算拡充に関する意見書

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。さらに、熊本地震により甚大な被害が発生し、多くの方々が被災されている。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人一人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

よって、本市議会は政府に対し、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、平成２９年度に向けて、下記の事項を中心に、必要な教育予算を確保することを強く要望するものである。

### 記

- 1 東日本大震災、熊本地震からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分に図ること。
- 2 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。
- 5 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

6 危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

7 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

木 村 孝 浩

#### 提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成28年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 3 号

骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年6月24日

習志野市議会議長

木 村 孝 浩 様

|     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 提出者 | 習志野市議会議員 | 清 水 晴 一 |
|-----|----------|---------|

|     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 賛成者 | 習志野市議会議員 | 荒 木 和 幸 |
|-----|----------|---------|

|   |   |         |
|---|---|---------|
| 〃 | 〃 | 田 中 真太郎 |
|---|---|---------|

## 骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法である。広く一般の方々に善意による骨髄等の提供を呼びかける骨髄バンク事業は、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づいて実施されている。

骨髄バンク事業において、平成２８年２月現在のドナー登録者数は４５万人を超え、患者とのＨＬＡ適合率は９割を超えている一方で、そのうち移植に至るのは６割未満にとどまっている。これは、ドナーの健康上の問題のほか、提供に伴う通院や入院等のための休暇を認めるか否かは、ドナーを雇用している事業主ごとに対応が異なることなど、さまざまな要因による。

骨髄バンク事業では、骨髄等の提供に際しての検査や入院等に必要な交通費、医療費等、ドナー側の費用負担はなく、また、万一、骨髄等の提供に伴う健康障害が生じた場合でも、日本骨髄バンクによる損害補償保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減に関してさまざまな取り組みが行われている。

しかし、ドナーが、検査や入院等で病院に出向くなどして仕事を休業した場合の補償は、現在、行われていない。ドナーが安心して骨髄等を多くの患者に提供できるような仕組みづくりが早急に求められる。

よって、本市議会は政府に対し、骨髄移植等の一層の推進を図るため、ドナーに対する支援の充実に関し、下記の事項を早期に実現するよう強く求めるものである。

### 記

- 1 事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中でドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取り組みを促進するための方策を講ずるとともに、ドナー休暇の制度化についても検討すること。
  - 2 ドナーが骨髄等の提供に伴う入院、通院、打ち合わせ等のために休業する場合の補償制度の創設について検討すること。
- 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

木 村 孝 浩

### 提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成28年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 4 号

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年6月24日

習志野市議会議長

木 村 孝 浩 様

|     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 提出者 | 習志野市議会議員 | 清 水 晴 一 |
|-----|----------|---------|

|     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 賛成者 | 習志野市議会議員 | 荒 木 和 幸 |
|-----|----------|---------|

|   |   |         |
|---|---|---------|
| 〃 | 〃 | 田 中 真太郎 |
|---|---|---------|

## 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書

平成２７年６月３０日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれた。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎおくらせることに役立っている。また、安全な外出機会を保障することによって、特にひとり暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっている。

仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して、高齢者の自立的な生活を阻害し、給付費が増大するおそれがある。

よって、本市議会は政府に対し、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成      年      月      日

習志野市議会議長

木 村 孝 浩

### 提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成28年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 5 号

安保法制の廃止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年6月24日

習志野市議会議長

木 村 孝 浩 様

|     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 提出者 | 習志野市議会議員 | 谷 岡 隆   |
| 賛成者 | 習志野市議会議員 | 央 重 則   |
| 〃   | 〃        | 木 村 孝   |
| 〃   | 〃        | 宮 内 一 夫 |

## 安保法制の廃止を求める意見書

安倍政権は、昨年の通常国会で安全保障関連法案を強行採決・成立させた。憲法違反の疑いが極めて強い安全保障法制を国民の理解も納得も得られないまま、強引に成立させたことは、我が国の立憲主義、平和主義、民主主義を大きく傷つけるものである。

当該安全保障法制について、圧倒的多数の憲法学者、歴代内閣法制局長官、さらには元最高裁判所長官・判事までもが憲法違反と断じているが、政府はそれに対し、いまだに説得力のある反論、説明をなし得ていない。そもそも、国民的議論を欠いたまま、一内閣が意図的・便宜的に憲法解釈を変更したことは立憲主義に対する重大な侵害であることに何ら変わりはない。

また、先の国会審議を通じ、集団的自衛権の行使を認める「新３要件」は曖昧で、十分な歯どめとならないこと、政府が集団的自衛権を行使して対応しなければならないとする事例も、蓋然性や切迫性が認められないことが明白になっている。

それにもかかわらず、国民の６割が反対し、８割が説明不十分とする法案を強引に成立させたことは民主主義に対する挑戦であり、国民の声を無視した暴挙にほかならない。

これらを受けて、民主、維新、共産、社民、生活の野党５党は、「平和安全法制整備法廃止法案」及び「国際平和支援法廃止法案」を共同で衆院に提出した。

平和安全法制整備法廃止法案は、安全保障法制の廃止を求めるものであり、国際平和支援法廃止法案は、恒久的に他国軍支援ありきの枠組みを整備する国際平和支援法を廃止して、その都度に特別措置法での対応を検討するためのものである。

安全保障法制の是非は極めて重要な課題であるにもかかわらず、自民、公明の政権与党は、今国会において審議に応じようとせず、国会を閉会してしまった。主要な野党が一致して提出した法案を無視し、審議もせずに葬り去るのは、民主主義に反する行為である。

よって、本市議会は国に対し、立憲主義に基づいた民主的な政権運営を行うよう求めるとともに、強行採決・成立させた安全保障法制の廃止を改めて強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成     年     月     日

習志野市議会議長

木 村 孝 浩

提案理由

本案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成28年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 6 号

児童福祉施設最低基準改定を撤回すること並びに保育所の増設支援と  
保育士不足の打開を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定によ  
り提出します。

平成28年6月24日

習志野市議会議長

木 村 孝 浩 様

提出者 習志野市議会議員 入 沢 俊 行

賛成者 習志野市議会議員 谷 岡 隆

〃 〃 荒 原 ち え み

## 児童福祉施設最低基準改定を撤回すること並びに保育所の増設支援と保育士不足の打開を求める意見書

保育所の入所を希望しながら入れない待機児童問題で、安倍内閣が待機児童緊急対策や保育士不足を口実に、児童福祉施設最低基準を改定し、人員配置基準を大きく緩和したことに対して、保護者や保育士、自治体関係者からの不安や疑念が相次いでいる。

安倍内閣の緊急対策は、「保育園落ちたの私だ」という保護者をはじめ、国民の怒りが急速に広がるなか、３月に大慌てで決められた。しかし、認可保育所の増設や保育士の処遇改善などの抜本的な解決の方向は盛り込まれず、専ら、既存保育施設の面積や保育士配置の基準などを緩和し受け入れ枠を広げた「詰め込み」によって乗り切ろうというものである。

認可保育所の基準は、国が「１歳児６人に保育士１人」などと定めているが、少なくない自治体は「１歳児５人に保育士１人」などと、上乗せした基準を独自に決めている。国基準では、子どもの安全や成長・発達を保障するのに不十分という判断によるものである。

待機児童の解決のためには、緊急に認可保育所を増設することが必要であり、その財政等支援が急務となっている。

保育の「量」とともに安全・安心の「質」を確保するためには保育士不足の打開が緊急の課題である。そのために保育士給与月１人当たり月額５万円引き上げるための助成金を支給すること、並びに児童福祉施設の従業者などの処遇の改善のために必要な措置を講ずることが必要である。

よって、本市議会は政府に対し、下記の事項を強く求めるものである。

### 記

- 1 保育所の人員配置基準を大きく緩和した児童福祉施設最低基準改定を撤回すること。
- 2 保育所設置のための国有地の無償提供や土地確保への国庫助成制度を創設すること。
- 3 公立保育所の建設費や運営費への国庫負担を復活すること。
- 4 民間の認可保育所の建設費助成の拡大、利子補給などの支援措置を実施すること。
- 5 保育士給与月１人当たり月額５万円引き上げるための助成金を支給すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成     年     月     日

習志野市議会議長

木 村 孝 浩

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。